

お客様各位

「グリーン化特例税制対象の中古車販売契約」における自動車税の誤徴収について

お詫び

この度、株式会社 湘南マツダ(以下、弊社)が販売した「グリーン化特例税制<※1、※2>」(以下、当税制)対象の中古車(初度登録の翌年度、かつ税制条件を満たす物)で、自動車税の未経過相当額を軽減せずに誤って徴収していた事が判明しました。

当該車両を購入されたお客様に大変なご迷惑をおかけするとともに、日頃より弊社をご愛顧いただいているお客様に多大なご心配をおかけしています事、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

弊社では、本件発覚後、直ちに全店で販売した当税制対象の中古車を過去に遡って全数調査し、該当のお客様には、既にお詫びと今後の対応について順次ご連絡申し上げ、ご返金の手続きを開始しています。

弊社では、本件を重大な問題ととらえ、全社を挙げて原因究明と再発防止に取り組み、お客様の信頼回復に努めて参ります。

お客様には重ねてお詫びを申し上げますとともに、何卒、引き続きのご指導、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<※1 排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対して、それらの性能に応じて、自動車税の軽減率が定められています。当税制対象車は新車登録の翌年度1年間の自動車税が軽減されます>

<※2 新車新規登録の翌年度の自動車税(1年間のみ)について、軽減率の特例が適用されます>

2018年6月22日

株式会社 湘南マツダ

代表取締役社長 小林 茂樹

なお、この件のお問い合わせに関しまして各営業担当または
本社 営業推進部 高山までご連絡ください。

0463-61-0975 (受付時間:9:30~18:00<火曜日定休>)